

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (282103)	
地域名 (地域内農業集落名)	西神吉町清水地区 (清水)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月27日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

農業法人が清水地区における地域農業の担い手となっている。

【課題】

農業法人が管理している農地については、令和7年10月31日をもって、農地中間管理機構の貸付契約が終了となる。それに伴い、農業法人は廃業することになっており、新たな担い手の確保が課題となっている。現在、新たな担い手になりうる組織として任意の集落営農組織を設立予定である。また、集落営農組織設立後においても、担い手が耕作する農地以外の農地をどのように管理していくかが今後の課題となっている。

【主要作物】

水稻、麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落内の農業者育成に取り組みながら、協力し合って農地管理を進める。主要作物として水稻、麦の生産振興を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域として活用する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集積・集約化する農地については設立予定の集落営農組織で協力し合い、適切に管理・維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
設立予定の集落営農組織内での話し合いを積み重ね、農地中間管理機構への登録を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み。(平成10年度)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
近隣集落との協力、新規農業者の育成を図り、組織の若返りに取り組み、継続できる体制づくりをする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
設立予定の集落営農組織による農地の維持・管理を基本とするが、労力不足等による管理が難しい場合は、農業支援サービス事業者等への委託についても内容を精査し、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				